

学生模擬裁判・模擬仲裁等に対する支援に関する要望書

2019年（令和元年）9月5日

日本弁護士連合会

第1 要望の趣旨

政府として、語学力を含む高い能力を備えた十分な数の国際法務人材を育成・養成するために、①高等教育の過程で学生等に対して積極的な働きかけを行うことを含む人材育成・養成に向けた支援に取り組むこと、及び②その一環として、国際的な大会として行われる学生模擬裁判・模擬仲裁（模擬交渉、調停などを含む。以下同じ）に関し、我が国における国内予選の強化・活性化を重点的に支援する方針を定め、それに沿った各種の支援策を実施することを要望する。

第2 要望の理由

1 新しい時代のための国際法務人材の育成・養成の重要性

経済・社会活動のグローバル化の飛躍的進展と、世界各地の政治的緊張を背景とした国際関係の複雑化に伴い、商事取引・企業法務等の私法分野及び二国間・多国間関係等の公法分野のいずれにおいても、法的紛争等の国際化が顕著となっている。こうした紛争解決等の場面においては、法的権利義務の客観的評価を踏まえた攻撃防御戦略の策定、相手方及び判定者への的確かつ効果的・戦術的な法的コミュニケーション、これらに向けた専門的な準備が求められるところであり、国際的な紛争解決等に関して外国語をも駆使してこれを行い得る高い能力を備えた国際法務人材の育成は、極めて重要な課題である。

現在、文部科学省・法務省を中心に、法曹志望者数の回復等のための法曹養成制度改革に向けた取組が行われているが、法曹にとって魅力ある活動領域の拡充や国際展開する企業の法務部門強化の観点からも、国際法務人材の確保・活躍が強く望まれるところである。

当連合会は、2016年2月に策定した「国際戦略（ミッション・ステートメント）」（以下「国際戦略」という。）において、「社会における様々な法的ニーズに応える法的サービスを提供できる体制の強化のための活動」として、国際化の中で求められる法的サービスに関する弁護士及び司法制度へのアクセス向上、及び、専門知識と経験を備えた弁護士層の養成・拡大のための支援を、基本目標として掲げている。また、2019年6月14日に開催された第70回定期総会において「グローバル化・国際化の中で求められる法的サービスの

拡充・アクセス向上を更に積極的に推進する宣言」を採択し、「国際法務人材の育成」として、より中長期的な視野で国際分野に関心を持つ人材の裾野を拡大する取組を進めること及び「国際仲裁・国際調停の振興」として、政府、仲裁・ADR機関、公益社団法人日本仲裁人協会等の関連機関と連携して、人材育成や広報・啓発活動の取組を深化させることを宣言した。

さらに、当連合会は、同宣言に続き、「国際戦略」における基本目標の達成に向けて、本年7月18日付けで「国際戦略グランドデザイン」を公表し、その「3-3-3-4 弁護士の国際業務の拡充と能力強化のため国際業務を行う関連機関・弁護士のネットワーク化」において、「弁護士の国際業務の拡充と能力強化を図るため、(中略)関係団体・機関と連携した企画を実施し」、国際仲裁・調停等の国際業務に従事する弁護士の全国的拡充と相互連携を推進・支援する、としている。加えて、2017年(平成29年)2月16日付け「日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書」においても、政府に対し、我が国の法曹が国際仲裁に関与する実務家としてより広く活躍できるよう、国際仲裁の実施に適した物的施設の整備等とともに、仲裁に携わる法律実務家の確保、養成など物的・人的インフラ整備のための取組、及び民間によるこれらの取組の支援など、日本における国際仲裁機能を強化するための施策等を、省庁横断的に、速やかに講じるよう求めてきたところである。

政府においては、いわゆる「骨太の方針2019」として、「国際的な法的紛争に強い日本を作るため、国際法等の知見を持つ国際法務人材を育成」すること、「国際裁判への対応能力を強化する」こと等が閣議決定されている。

2 早期からの人材育成支援の必要性

語学力を含む高い能力を備えた十分な数の国際法務人材を得るためには、司法修習や法曹実務におけるOJTの必要性にとどまらず、高等教育の過程(法学部・法科大学院等)で潜在能力や潜在的関心を持つ多くの学生等に対して積極的な働きかけを行うことを含め、早期から一定の厚みを持った層としての人材育成・養成に取り組むことが極めて重要であると考えられる。したがって、政府においても、この観点からの支援を行うことが求められる。

学生向けに、国際的に広く行われている効果的なプログラムとして、法科大学院生・法学部生による「学生模擬裁判・模擬仲裁」がある。著名な国際大会として、①ジェサップ国際法模擬裁判(国際公法・国際司法裁判所)、②アジアカップ国際法模擬裁判コンペティション(国際公法・国際司法裁判所。外務省及び国際法学会共催)、③ヴィスムート国際模擬仲裁(商事仲裁)、④INC大学対抗交渉・模擬仲裁コンペティション(模擬交渉)、⑤LAWASIA国際模

擬コンペティション（近時は模擬仲裁）、⑥国際人道法模擬裁判（国際人道法・国際刑事裁判所）などがある。いずれも英語で実施され、(②を除き)基本的にまず国内での予選大会が行われ、その優勝校等が、国際大会（世界大会又はアジア太平洋地域大会）に出場する形で運営されている。

しかしながら、日本で行われる国内予選のレベルは、(近時は上がってきているとはいえ)十分に高いものとは言えず、実際に、国内予選を勝ち上がった日本予選優勝校の世界大会における順位は、欧米のみならずアジア各国と比較しても著しく低い（これは、日本の高校生が「模擬国連」国際大会で、目覚ましい活躍をしている例と対照をなす。）。上記の模擬裁判・模擬仲裁の国内大会（国内予選）は、①について学生団体の日本国際法学生協会、③について国際商取引学会、④について住友グループ広報委員会、⑥については赤十字国際委員会（ICRC）駐日事務所が、主催又は支援を行っているが、これらの大会に参加する大学等の数は少なく、また、参加校においては教員関係者のボランティアベースの支援によってようやく成立しているのが実情である。学生がその準備段階でコモン・ロー圏のネイティブの法律家等から十分な指導を受ける機会は乏しく、また、国内予選の裁判官役も現状ではほとんど日本人のみで行われている。もとより、従前からボランティアベースで裁判官・仲裁人役等を務めるなど支援・協力に関与している日本人の大学教員・外交官・法曹も、個々には必要な能力等を有している場合が多いとはいえ、日本人のみを相手とする弁論の経験だけでは、世界大会における裁判官役（現役のネイティブの裁判官が務めることもある。）からの厳しい質問とスピード、多様性（英語の多様性を含む。）、時間管理、謙譲表現や振る舞いを含む実務感覚には及ばないのが実情であることは否めない。

他方、国際的には、これらの大会で優秀な成績を収めた者はそれが経歴の一つとして評価され、その後の法曹としてのキャリアに有利に働くという事情もあり、参加者のインセンティブや出身国政府を含む関係者のサポートもまた強力であり、世界大会の競争レベルは相当に高度なものとなっている。

我が国においても、より多くの学生がこうした世界大会に参加し、より高いレベルで競い合うことは、高い英語能力と国際裁判・仲裁のスキルを有する国際法務人材の裾野の拡大につながるものと考えられる。

3 政府による支援策等

以上のような現状にみられる課題を克服し、国際的に通用する高い能力を備えた十分な数の国際法務人材の輩出にも資するよう、高等教育段階からの国際法律分野の人材育成・養成に向けた支援の一環として、学生模擬裁判・模擬仲

裁を活性化しそのレベルを向上させるために、法務省、文部科学省、外務省、経済産業省等の関係省庁や関係機関とも連携の上、以下のような国による支援を行うことが有効であると考えられる。

- (1) 政府において、学生模擬裁判・模擬仲裁に関し、特に、上記2①～⑥のように国際大会が行われているものについて、我が国における国内予選の強化・活性化のために重点的に支援する方針を閣議決定等により定めること。
- (2) 可能な場合には、政府として国内大会に共催・後援名義を付与し、大会の周知広報等を強化・支援し、更には財政面及び人的派遣での運営支援を行うこと(上記②や⑥の国内大会は既に外務省が共催又は後援している)。また、大臣賞の設置、優勝校の大臣表敬の実施など、参加学生のインセンティブ付与策を実施すること。
- (3) 学生にとってコモン・ロー圏のネイティブの法律家から十分な指導を受ける機会が乏しく、また、国内予選の裁判官役も、現状ではほとんど日本人のみで行われている現状を改善するため、国内外にいる外国人専門指導スタッフの公費招聘などにより、準備段階からいずれの参加校も適切な指導役の援助を受けられる機会や、国内予選大会において十分な数の適切な裁判官・仲裁人役の派遣を受けられるような体制が整備されるよう、財政的・人的支援を含むサポートを行うこと。
- (4) 参加校の拡大に向けて、学生模擬裁判・模擬仲裁の参加に積極的に取り組む大学等のモデル校の指定、公的支援加算プログラムでの考慮など、大学等及び各教員のインセンティブとなるような仕組みを設けること。
- (5) これらの国内予選大会の会場として、日本国際紛争解決センターが運営する専用審問施設を利用できるようにするなど、参加学生及び関係者の参加意欲や関係機関・団体との連携強化に資するものとする。
- (6) 上記のような支援策に関し、有識者等による検討及びフォローアップの場(既存の関係省庁連絡会議の下に設ける選択肢を含む。)を設けること。その際、国内法曹のみならず、世界大会の実情に詳しい海外法曹等をメンバーに加えること。

また、このほか、法科大学院への支援強化や、司法修習生の参加可能性の検討等の施策も考えられる。

当連合会としても、上記1のとおり、国際的な法務人材養成に取り組む方針を表明しているところであり、政府及び関係諸機関・関係者による取組に協力・連携していく所存である。

以上